

平成 23 年度 第 3 回障がい児者サービス調整部会 議事録

1 日時・場所

日 時： 平成 24 年 3 月 21 日（水） 15：00～16：00

場 所： 平塚市役所南附属庁舎 2階 E会議室

2 出席者

部会委員： 二宮正男（進和万田ホーム施設長）、高橋眞木（地域作業所連絡会会長）、赤部勉（地域作業所連絡会会計）、雨宮恵子（平塚地区自閉症児・者親の会会長）、田中直人（特定非営利法人平塚市精神障害者地域生活支援連絡会理事長）、狩野恵子（平塚保健福祉事務所）

事務局：椎野福祉部長 江藤障がい福祉課長、坂田主管、辻主査、清田主査

傍聴者：2名

3 次第

(1) あいさつ 椎野福祉部長

本年度は、障がい児者の防災や避難に係る課題について御議論いただいたと聞いている。この中から、市内に4校ある特別支援学校との協定も動き始めているとのことで、着実に実現できることを願っている。

委員の皆様については、ここまでの任期とのことで、様々な御意見をいただいたことをこの場をお借りしてお礼申し上げたい。

(2) 議題

1 障がい者の防災・避難に係る課題について

事務局から資料に従い説明

部会長 東日本大震災での障がいを持たれている方々の死亡率は非常に高いものとなっている。この辺も踏まえて御検討いただきたい。

障がい種別ごとの課題についてだが、アンケートの反映があった部分については重く感じた。要援護者の登録制度はしっかり進めていかないとどこにどなたがいらっしゃるのか、どうやって助けるのかという点において課題が残ってしまう。平塚市全体で進めていき、皆様に登録していただく、ということが大事になってくる。

もうひとつ、障がい児者の方々については、アセスメントが必要。どういった薬を飲んでいるのか、どんな医療ケアが必要なのか、どんな支援が必要なのかという情報が不可欠で、そういったところも含まれた登録制度であるべき。項目で言うと、介護者が被災した場合が重い課題。啓発や施策反映について考えていかなければならない。

精神障がい者の方を始めとして、在宅者が多くなることも想定される。こういったところの把握も課題。

障がい種別ごとの課題に記載された項目については、しっかりまとまっていると思うが、内容について御意見をいただきたい。在宅者の支援をしている地域作業所としてはどうか。

委員 知的障がいの部分に、警報などを理解できない、という項目を入れていただいたのはありがたいこと。作業所は日中活動の場であるので、震災が起こった時は自宅でない場所での被災ということになる。こうした場合の避難先などが議論されれば。

部会長 警報の理解ができないことや、パニックを起こしてしまう、という部分について保護者の立場でどうか。

委員 避難所にはまず行くことができないであろうという想定で、避難訓練に参加するようにしているが、それ以前に地域の理解がないと、突然奇異な行動をとったときに敬遠されてしまうことがある。

この辺の理解が進んでいないことが、要援護者登録制度が進まない要因では。気持ちはあるがどうしたらいいか分からない、という支援者の皆様に理解をしてもらう場が必要。

また、通いなれた学校が避難所になると非常にありがたい。進めていただきたい。

知的障がいの安否確認や避難誘導の部分に、視覚的な指示というのがあるとより具体的になる。

部会長 知的障がいの方が避難訓練の場などで突飛な行動などをすると、敬遠してしまい、支援をして下さる方がいらっしゃるとは思うが、探すまでに時間がかかってしまう。

平塚市では津波のシミュレーションビデオを作ったとのことだが、想定される被害はどんなものとなっているのか。

課長 津波の高さの想定は、10mと県が過去の被害を参考とした6.8mとなっている。6.8mの場合は、国道134号線で津波が止まり、川をさかのぼることになるが、被害はそれほど大きくはない。これが10mとなると、神川橋より先まで到達し、東海道線より南が浸水するという想定。

このシミュレーションのDVDが障がい福祉課に2枚あり、貸し出している。

部会長 想定している福祉避難所である学校や施設も浸水する可能性もある。地域ごとに避難場所をしっかりと指定していく必要がある。

また、障がいに対する理解だが、厚木市が障がいを理解するためのリーフレットを作成している。簡単ではあるが的確に説明されていてわかりやすい。こうした啓発も必要ではないか。

委員 避難所の運営マニュアルにも災害弱者への配慮方法が記載されているが、障がい特性に合わせた支援方法の周知や、障がい者の皆さまへの情報提供と避難訓練を併せていくことが必要。特別支援学校が4校あることが平塚の特徴。ここを核としていくのが検討しやすいのではないか。

また、近所の関係がとても重要。最近、2人世帯の孤独死が報道されている。老老世帯までは把握が始まっているが65歳未満についてはまだ行き届いていない。平塚の場合は福祉村の活用をしていければいいのでは。一部地域で災害対策についてモデル的な取り組

みがなされていると聞いているが、そうしたことが広がっていくといいのでは。

要援護者登録制度だが自治会や民生委員への説明をしているようだが、1巡した後も継続して啓発が必要なのでは。

民間の事業所との連携も、新聞店との連携などの例があるようだが、進めていくべき。アウトリーチという視点で、おせっかいでも踏み込んでいくことも必要なのでは。

部会長 おっしゃる通り、行政だけでは難しいし、地域だけでも難しい。福祉村も、障がい理解したうえで迎え入れてくれるかがポイント。

私たちも含めて小規模の支援する事業所が連携してグループを構築していくことも必要。市内でも地域ごとに温度差があると聞いているが。

課長 モデルをやっている大神地区では、自宅への訪問などのアプローチがうまくいっているが、これを各地区でどのように捉えて拡大していくかが課題。

要援護者登録の人数も、当初の登録より減少している現状がある。原点に戻り、見直すべきことがあると考える。

特別支援学校との協定は、1月から担当レベルでの話し合いが始まっており、平成24年度には達成できると考えている。また既に協定がある福祉施設も、協定締結時からの進展が見られない。こうしたところも整理して、誰がどの避難所を使えるのか、どこに避難したらいいのかというものを示していくのがひとつの目的と考えている。

今後、防災計画の策定にあたっては、様々なことを議論していかなければならない。

委員 要援護者登録制度を知らない方も多し。どうやって広げていくかが課題。東日本大震災では、仙台などでは、情報開示についてかなり大胆なやり方をしたようだ。生命を守るには必要だったとのこと。

薬品の情報もとても重要で、薬の種類もさることながら、そのmg単位での量もないと情報として不足してしまう。

また、支援者が安否確認をするのに、名簿が流されてしまって情報がないということもあったとのこと。情報の保管の重要性も明らかになっている。複数の場所で保険をかけて保存することを、同意を得て実施していく必要がある。

それから、その地域自体から避難しなければならないこともあり得る。広域の連携も必要だと感じている。

部会長 避難の後の生活となったときには、市町村、県を超えて生活を確保することも必要になる。平塚でも今回グループホームで受け入れたこともある。

委員 障がいの理解が一番大きく、次に避難訓練への参加が大切だろう。法人では、近隣の訓練に参加して理解してもらっている部分もあるが、利用者が家に帰った時には、その地域ごとの訓練に参加するのは難しい部分があるようだ。

何かあったときには法人に行けば、というのが利用者にはあるが、施設や作業所と関わっていない方々へのアプローチは考えていかなければならない。

部会長 貴重な御意見をたくさんいただきました。いくつかの御意見を入れられるものは入れていただき、防災部局にご提示いただきたい。特に要援護者登録制度をどのように普及させていくか、障がい児者の状況をどのようにアセスメントをしていくかなどが大きな課題。事業所も連携をして民間の中でも作り上げていかなければならない。

1年間議論をして、勉強にもなったし、課題が見えてきた。難しい、ということが分かった部分もある。

ここから先は、平塚市全体、地域コミュニティでどれだけ障がい児者について御理解をいただけるかがポイントになってくる。

委員 認知症だと、サポーター制度などもあり、啓発が行き届いているが、同じようなことがどうして障がいでは広がらないのか、というように感じる。第3者、コーディネーターの役割を持った方が間に立っていただくことがより円滑な理解につながるのでは。

そうしたほうが、当事者も入っていきやすい。

課長 障がいに対する理解を少しずつでもより進めていかなければと強く感じた。

部会長 その他なにかあれば。

事務局 自立支援法に基づく第3期障害福祉計画について、この度24年度～26年度の計画期間で策定した。この場で報告させていただきたい。地域移行の目標数値やサービスの見込量を示したもの。後日送付をさせていただきたい。

課長 いつもこの会議で深い御議論をいただきありがとうございます。積み残した防災の課題も多く、来年度も継続して検討していきたい。

平成24年度から、児童福祉法と自立支援法の改正に伴い、18歳未満の障がい児のサービスや相談に係る所管がこども家庭課こども発達支援担当に移ることになるので御承知置きいただきたい。

また、24年度予算が現在審議されており、歳入は税収の減少により、厳しい現状。一方で市庁舎整備や環境事業センターの整備などもあり、前年比79億6千万円の増で884億円、うち障がい者福祉費は47億5千万円、昨年比1億1千万円増額となっている。新法体系移行の完了によるサービス増などが主な要因となっている。

このうち、通所交通費の補助について、作業所からの移行事業所だけでなく、他の事業所へも拡大し、予算額は約3,400万円となっている。

一方、タクシー利用助成については、様々な制度により障がい児者の社会参加が進んでいるという観点、利用率が過去5年間で6割程度という観点などから枚数を48枚から36枚へ削減した。しかしながら1回の利用枚数を1枚から3枚へ緩和し、予算的には400万円の削減となっている。苦渋の選択となっているが、御理解願いたい。

皆様の御議論の中で見えなかったものが見えてくる、ということが多くある。このサービス調整部会の存在はととてもありがたいもので、今日で任期ではあるが、今後とも御協力いただきたい。